

## 第5章 景観重要公共施設等の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ関係)

### 5.1 景観重要公共施設等の指定の方針

#### (1) 指定の方針

景観計画区域内において、道路、河川、公園などの公共施設等は、公共施設管理者との調整により景観形成の取り組みに努めます。特に良好な景観の形成に重要な公共施設は、次のいずれかの基準に該当するものを「景観重要公共施設」等に指定し、整備に関する事項等を定めます。

#### 【指定の基準】

- (1) 地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設
- (2) 景観の骨格を形成する景観拠点や景観軸などの一部を構成する公共施設

#### (2) 指定の方法

景観重要公共施設の指定にあたっては、上記基準等に従い、建造物の維持保全の状態等を調査・確認します。歴史文化、景観等に関連する分野の専門家や宝塚市景観審議会の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。